

平成二十三年十一月二十二日受領
答 弁 第 四 四 号

内閣衆質一七九第四四号

平成二十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する質問に
対する答弁書

一について

ロシア連邦の法令に違反して行われる水産物の漁獲及び輸出の問題への日露両国による対策（以下「本対策」という。）に関しては、これまで六回にわたって日露両国の関係省庁による会議（以下「日露関係省庁会議」という。）を開催してきており、平成二十三年六月に行われた第六回の日露関係省庁会議では、日露双方は、本対策の分野での協力の重要性を踏まえ、二国間の国際約束を作成する可能性も念頭に置きつつ、今後の協力の在り方について検討を続けていくことについて一致したところである。

二について

本対策に関する現地説明会（以下単に「現地説明会」という。）は、漁業者、加工流通業者等の関係者に日露関係省庁会議における議論の状況を説明するとともに、これら関係者の意見を聞くために開催したものである。

三及び四について

現地説明会の開催場所については、本対策を進めていくことにより影響を受ける関係者が多いと思われる場所を候補として、あらかじめ北海道庁と協議した上で、北海道稚内市及び紋別市を開催場所としたものであり、これら二市以外の場所では現地説明会を開催していない。

五について

現地説明会は、北海道稚内市及び紋別市の漁業者、加工流通業者等が幅広く参加することが望ましいため、水産庁が北海道庁に対し現地説明会の開催を連絡するとともにその周知を依頼し、北海道庁が関係団体を通じて開催の案内を行い、参加希望者を募集したものであり、現地説明会の出席者の選定は行っていない。

六から八までについて

政府としては、現地説明会について、国会議員に対して、お尋ねのような「事前にその開催を周知し、内容を説明」したり、「案内を出している」という事実はない。

九について

政府としては、現地説明会の開催により、本対策について、関係者の理解を深めることができたと考え

ており、今後とも引き続き、このような取組を進めていく考えである。